

平成 14 年 2 月 28 日

企業会計基準委員会 御中

公認会計士 佐藤 真良

平成 14 年 1 月 31 日 企業会計基準委員会公表の「実務対応報告公開草案第 1 号」(以下、「会計処理案」)について以下のコメントを申し上げます。

1. 「Q1 の A3. 新株予約権の会計処理 (1) 発行者側の会計処理」および「Q4 (無償で新株予約権を付与した場合の会計処理)」について

会計処理案では、発行者側の処理として、新株予約権をその発行価額によって計上することが適切であるとしています。したがって、いわゆるストック・オプションのように無償で付与される新株予約権の場合には、負債は認識せず費用の認識も行われぬものとしています。その理由として、「これまでの会計慣行では、発行価額に基づいて新株引受権を測定していると考えられ、また、従来多くの取引は、行使価格が発行時の株式時価を上回っていたと解される」ことをあげています。

この理由において、行使価格が発行時の株式時価を上回っていたことに言及するのは妥当でないと考えます。単に、新株予約権あるいはストック・オプションについて包括的な会計基準が設定されるまでのあいだは、これまでの会計慣行を踏襲するのが適切と考えられることを理由にすべきと思われ

ます。さらに、「行使価格が発行時の株式時価(市場価格のあるものに限る)を下回っている場合には、新株予約権の時価に基づいて新株予約権を測定する」という基準を加えるべきと考えます。

(コメントの論拠)

行使価格が発行時の株式時価を上回っていても新株予約権が純粋に資金調達取引として第三者に発行される場合、相当の時価のあることが想定されます。新株予約権の本質は株式購入オプションなので、本源的価値がなくとも時間的価値がありえるからです。そのような新株予約権を時価未満で第三者に対して交付する

ことは、一般的には企業の取引としてありえませんが、企業の関係者に対しての場合にはありえます。その典型的な例が従業員等に対してインセンティブとして無償で付与されるストック・オプションです。新株予約権を発行価額に基づいて計上する会計処理のもとでは、同一の価値のある新株予約権を第三者発行した場合には新株予約権の時間的価値が公正価値として認識され、無償ストック・オプションの場合にはそれが全く認識されません（無償となっている要因、すなわち勤務費用のようなものも認識されない）。これは、合理的な会計処理とは考えられません。

このように本源的価値のない新株予約権であっても、その発行価額をもって当初測定することは合理的とはいえませんが、実務対応報告としてはそれを認めています。そこでその理由としては、包括的な会計基準が設定されるまでの間、暫定的な取扱いとしてこれまでの会計慣行を踏襲するのが適当であるというのが唯一の論拠ではないでしょうか。（会計処理案は、代替的に存命している米国会計基準 APB25 号の内容を念頭に置いているかもしれませんが、「行使価格が発行時の株式時価を上回っていた」という論拠は、唐突な印象を受けます）。

他方、行使価格が発行時の時価を下回っている場合には、発行価額に基づく測定では、本源的価値と時間的価値の両者を無視することになりかねません。測定が認識を決める構造の欠陥が明らかです。本来は、負債についても(会計処理案では新株予約権は発行時に負債に計上される)、その発生時に公正価値で計上すべきことに鑑み、このような場合には、新株予約権の時価により測定すべきと考えます（前記）。

2. 「Q1 の A3. 新株予約権の会計処理（2）取得者側の会計処理」について

会計処理案では、新株予約権は有価証券の取得として処理し、権利が行使されたときは株式に振り替えるとしています。

有価証券の取得として処理するということは、取得者の保有目的に従う処理になると想定されます。そうすると、新株予約権がその他有価証券として保有される場合には、期末で時価評価するとしても期中における予約権行使時には洗い替え方式により取得原価に戻っていると想定されます。その場合に、権利行使により株式に振り替える価額は、新株予約権の取得原価となると想定されます。そうすると権利行使時に権利行使益は認識されず、権利行使により取得した株式をその他有価証券あるいは子会社・関連会社株式として保有する場合には、最長、当該株式が売却等されるまで新株予約権行使益が認識されないこととなります。

このような処理は、株式購入のオプションとしての新株予約権の性格を反映し

ていません。また、デリバティブの会計処理と比較しても整合性がありません。

そこで、新株予約権を有価証券の取得として処理するとしても、権利の行使時には行使益を認識し、当該行使により取得した株式は当該取得時点の時価を取得原価として計上するフレッシュ・スタート会計によるべきと考えます。

3. 「Q2 の A3 新株予約権付社債の会計処理(2)代用払込の請求があったとみなす新株予約権付社債の会計処理： 発行者側の会計処理」について

会計処理案によると、旧転換社債の会計処理と同様に、一括法と区分法が選択的に認められることとなります。そして、区分法の内容は、旧転換社債について「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会)による方法と同様のものと想定されます。

ところで改正商法第 341 条の 3 第 2 項には、「社債の発行価額と・・・払込むべき金額が同額となることを要す」という規定があります。この規定による発行価額とか払込金額とかは、会計処理方法の如何により複数ありえることは想定できないように思えます。しかし、実際の会計処理では、一括法のもとと区分法のもとでは発行価額および払込金額と考えるべき金額が異なってきます。

しかし、会計的にあの方法もよく、この方法も認められることから、法律的にも発行価額や払込額の金額が複数存在しえるというのは、法律の解釈を指導する会計基準の立場として適切でしょうか。一括法と区分法を選択的に認めるのではなく、社債と新株予約権の不可分性を重視するか、または、代用払込が認められる新株予約権付社債の会計処理との整合性を重視するか、いずれかの取捨選択により、実務対応報告として認めるのは、一括法か区分法かいずれかに限定すべきと考えます。

以 上